

# 監査結果報告書

---

令和7年度（2025年度）No.2

---

定期監査（後期）  
財政援助団体監査



ASAHIKAWA  
CITY

旭川市監査委員

旭 監 第119号  
令和8年3月31日

旭 川 市 長 今 津 寛 介 様  
旭 川 市 議 会 議 長 福 居 秀 雄 様  
旭 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長 和 田 英 邦 様  
旭 川 市 農 業 委 員 会 会 長 山 田 孝 様  
旭 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 白 井 暢 明 様

旭 川 市 監 査 委 員 大 鷹 明  
旭 川 市 監 査 委 員 坪 沼 一 成  
旭 川 市 監 査 委 員 中 野 寛 幸  
旭 川 市 監 査 委 員 高 木 啓 尊

### 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第 1 定期監査（財務監査）

1	監査の対象	1
(1)	対象事務	1
(2)	対象部局及び対象期間	1
2	監査の着眼点	2
3	監査の実施内容	2
(1)	実施期間	2
(2)	実施方法	2
4	監査の結果	2

## 第 2 財政援助団体監査

1	監査の対象等	10
2	監査の着眼点	10
3	監査の実施内容	11
(1)	実施期間	11
(2)	実施方法	11
4	監査の結果	11

## 第 1 定期監査（財務監査）

### 1 監査の対象

#### (1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市の財政や市民生活への影響、事務処理の量や頻度、市民の安全や市政への信頼の毀損の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

ア 支出に関する事務のうち、委託料に関する事務

イ 契約に関する事務のうち、委託料に関する事務

#### (2) 対象部局及び対象期間

対 象 部 局	委託料に関する事務	対 象 期 間
会 計 課	○	令和7年4月1日 ～ 令和7年10月31日
行 財 政 改 革 推 進 部	○	
総 務 部	○	
防 災 安 全 部	○	
福 祉 保 険 部	○	
健 康 保 健 部	○	
経 済 部	○	
農 政 部	○	
土 木 部	○	
消 防 本 部	○	
社 会 教 育 部	○	
市立旭川病院事務局	○	
農 業 委 員 会 事 務 局	○	
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	○	

## 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### (1) 委託料に関する事務

- ア 委託料の算定根拠は合理的な基準に基づき行われているか。
- イ 委託料の支出は適正な時期に行われているか。
- ウ 入札の方法及び手続は適正に行われているか。
- エ 随意契約による場合、その理由は適正か。また、原則として複数の者から見積書を徴しているか。
- オ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など、契約の内容は適切か。
- カ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- キ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
- ク 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

## 3 監査の実施内容

### (1) 実施期間

令和7年12月1日から令和8年3月30日まで

### (2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

## 4 監査の結果

前記の方法により監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、一部において次のとおり改善が必要な事項等が見受けられたので指摘する。

会	計	課
---	---	---

特に指摘事項なし。

## 行 財 政 改 革 推 進 部

### ○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[検討を要するもの]

- ① こどもふるさと便ポータルサイト管理等業務委託において、契約相手方が市に代わって受領した寄附金を市に納付する日や方法が明確になっていないため、明文化することを検討されたい。  
(行政改革課)

### ○ 意見・要望事項

- ① こどもふるさと便ポータルサイト管理等業務委託の履行に当たっては、市が契約相手方を指定納付受託者に指定する必要があるが、指定要件の確認を契約締結後に行っていたため、契約の履行条件を担保し効率的に契約事務を進める観点から、より早い段階で確認を終えるよう事務手順を検討されたい。

## 総 務 部

### ○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

- ① 昇降機保守管理の委託業務費積算要領において、積算例の積載量による算定の考え方を誤って示していた。  
—改善済（管財課）

### ○ 意見・要望事項

- ① 随意契約における見積書の提出について、見積合せ通知書に持参や郵送に加え電子メールによる提出を明示し、電子メールで提出を受けていた事例が複数の部局において見受けられた。手引や通知では持参又は郵送によるものとされているが、他都市では電子メールを認めている事例もあり、また、事務処理の負担軽減や効率化、迅速な契約手続が期待されることから、電子メールの活用について検討されたい。

- ② 委託契約書に貼付する収入印紙について、税額が不足又は過大となっている事例が複数の部局で散見された。収入印紙は委託先事業者が貼付するものであるが、契約書は市及び相手方双方に係る重要な文書であることから、契約締結時の印紙税額の確認など適正な契約事務の執行について周知を図りたい。

## 防 災 安 全 部

特に指摘事項なし。

## 福 祉 保 険 部

### ○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

- ① 旭川市民生活館及び旭川市近文生活館機械警備業務委託において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているにもかかわらず、正当な理由もなくこの期間内に締結していなかった。  
(福祉保険課)
- ② いきいきセンター神楽・神楽保育所複合施設館内清掃等業務委託において、契約関連起案の決裁と予定価格の決定について、副市長専決であるものを部長が行っていた。  
(長寿社会課)
- ③ 第5次旭川市障がい者計画策定に係る市民アンケート結果分析業務委託において、見積書の徴取に当たり関係規程等でない電子メールによる提出を認める旨を通知し、電子メールのみで提出を受けていた。  
(障害福祉課)

## 健 康 保 健 部

### ○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

- ① 旭川市食肉衛生検査所庁舎機械警備業務委託において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているにもかかわらず、正当な理由もなくこの期間内に締結していなかった。  
(食肉衛生検査所)

経 済 部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

- ① 旭山動物園園内管理及び案内業務委託等において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているにもかかわらず、正当な理由もなくこの期間内に締結していなかった。  
(旭山動物園)

- ② 旭山動物園園内警備業務委託において、指名競争入札に当たり指名しようとする法人等と代表者を同じくする他の法人を指名することはできないものとされているが、代表者を同じくする他の法人を含めて指名通知書を送付していた。

(旭山動物園)

○ 意見・要望事項

- ① 見積合せ通知書や仕様書の内容に不備のあったものが散見された。

見積合せ通知書等で示す内容は、事業者が行う積算等の基礎的資料であることを再認識し、長期継続契約の場合に解除条項を規定する旨のほか、完了報告書の提出時期や支払方法、支払時期などを適切に明示し、公正な契約事務の執行に努められたい。

- ② 契約書の作成において、市側の契約書に公印を押印していなかったものや、仕様書と異なる日を履行期間の初日としていたもののほか、長期継続契約であるにもかかわらず解除条項を規定していなかったものや違約金等の額に係る条項の記載を誤っていたものなどが散見された。

自治体が契約を締結することの基本的な意義を再認識し、関係規程等に基づく適正な事務執行の徹底を図られたい。

- ③ 市ホームページで公表している入札結果等について、指名競争入札や随意契約の根拠条項を誤って記載していたものや契約の相手方の記載が漏れていたもの、随意契約で見積日時を誤っていたものなどが確認された。

公平、公正で透明性の高い契約事務を行うために結果を公表していることを再認識し、適正な事務処理の徹底に努められたい。

農	政	部
---	---	---

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。
- (2) 契約に関する事務  
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 委託契約において、予定価格書を施行伺起案の決裁前の日付で作成していたもの、契約約款で引用する条項に誤りのあったもの、契約締結伺起案に入札立会人等の記録が漏れていたものや契約期間の始期等を誤って通知していたものなど、複数の不備が見受けられたことから、事務処理に当たっては、決裁過程でチェック機能が十分に働くよう徹底し、適切な事務執行に努められたい。

土	木	部
---	---	---

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

- ① 市道整備のために行った豊岡1条7丁目登記資料作成業務委託において、積算に当たり電子成果品作成費の対象額を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(土木建設課)

- ② 市民花壇づくり支援業務委託において、積算に当たり労務単価の設定額を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(公園みどり課)

消 防 本 部

特に指摘事項なし。

社 会 教 育 部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

- ① 上川郡農作試験所事務所棟・旧永山戸長役場機械警備業務委託等において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているにもかかわらず、正当な理由もなくこの期間内に締結していなかった。(文化振興課、科学館)

- ② 旭川市公会堂清掃業務委託等において、規定と異なる算定方法で計算したことにより、誤った最低制限価格で入札を執行していた。

なお、正しい最低制限価格により確認したところ、契約の結果に影響はなかった。(文化振興課)

## 市立旭川病院事務局

### ○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

- ① 原発性免疫不全症等検査業務委託等において、見積書の徴取に当たり、関係規程等がない電子メールによる提出を認める旨を通知し、電子メールのみで提出を受けていた。(医事課)

[検討を要するもの]

- ① 契約相手方の人員が病院内に常駐し業務を行う委託契約において、業務処理責任者の設置及び病院側への通知を契約相手方に義務付けていないものがあったことから、労働者派遣業務との区別を明らかにするため、契約約款等の見直しを検討されたい。(経営管理課)

## 農業委員会事務局

特に指摘事項なし。

## 選挙管理委員会事務局

### ○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

- ① 参議院議員通常選挙に伴う開票所用発泡スチロール板の収集運搬及び処分業務委託において、一定金額以下の随意契約であるため予定価格書の作成は封書によらないこととしているが、その場合に必要とされる施行伺起案への予定価格の記載がなされなかったことにより、予定価格書が作成されていない状態であった。

○ 意見・要望事項

- ① 見積合せにおいて、見積額を税抜額で記載するよう通知していたにもかかわらず税込額で記載されたものや、宛先が市長名ではないものを、執行者が有効と認める判断をした旨の記載なしに有効な見積書としていたものがあったことから、チェックを徹底し適正な事務処理の執行を図られたい。

## 第 2 財政援助団体監査

### 1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市の財政や市民生活への影響、事務処理の量や頻度、市民の安全や市政への信頼の毀損の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が財政援助を行っている団体のうち、担当部局に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対象団体	財政援助の内容	負担金の額	担当部局
あさひかわ創造都市 推進協議会	あさひかわ創造都市推進協議会 負担金	3,775,000円	経 済 部
	デザイン拠点運営負担金	2,638,000円	

※ 監査の対象事務は、令和6年度における財政援助に係る出納その他の事務

### 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### (1) 団体関係

- ア 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ウ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- エ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- オ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- キ 財産の処分制限がある場合、これに違反するものはないか。
- ク 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ケ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- コ 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。

#### (2) 所管部局関係

- ア 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- イ 交付要綱は適正に整備されているか。

- ウ 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- エ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- オ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- カ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- キ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- ク 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ケ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- コ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。
- サ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- シ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 3 監査の実施内容

#### (1) 実施期間

令和7年12月1日から令和8年3月30日まで

#### (2) 実施方法

財政援助を行った所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

### 4 監査の結果

前記の方法により監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。

なお、一部において次のとおり検討を要する事項が見受けられたので指摘する。

あさひかわ創造都市推進協議会

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[検討を要するもの]

- ① 経理規程において、支出は口座振込によることとし、少額のものについてはその例外としているが、少額の現金支出に係る金額の範囲が定められていないことから、明確にするよう検討されたい。

(2) 所管部局（経済部）に関する事項

特に指摘事項なし。

